

第 639 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 18 年 7 月 14 日 (金) 13:30~15:15
2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎 2 号館 8 階)
3 議 題

- (1) 答申事項
○ 諮問第 309 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」(案)
(2) 部会報告
① 第 103 回及び第 104 回農林水産統計部会
② 第 126 回及び第 127 回運輸・流通統計部会
(3) 指定統計調査等の承認状況報告
(4) 庶務事項
○ 部会に属すべき委員の指名について

4 配布資料

- ① 諮問第 309 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」(案)
② 部会の開催状況
③ 指定統計調査の承認等の状況
④ 平成 18 年 5 月指定統計・承認統計・届出統計月報(第 54 巻・第 5 号)
⑤ 指定統計の公表実績及び予定
⑥ 部会に属すべき委員の指名について(席上配付)

5 出席者

【委 員】

美添会長、舟岡委員、清水委員、新村委員、引頭委員
椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省千野経済統計課長
厚生労働省桑島統計情報部長
農林水産省小西統計部長
経済産業省細川調査統計部長
国土交通省福本情報管理部長
東京都金打商工統計課長

《会長が議事に関係があると認めた者》

農林水産省篠崎消費統計室長
経済産業省宮澤調査統計部付
同新井産業統計室調査官

【事務局(総務省政策統括官)】

総務省久布白政策統括官
同桑原統計審査官

6 議 事

- (1) 答申事項

- 諮問第 309 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」（案）
総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料 1 の答申（案）の朗読を行った。
続いて、清水運輸・流通統計部会長が、審議経過及び答申（案）の説明を行った。

清水部会長）それでは、特定サービス産業実態調査の改正について、部会審議及び答申（案）について説明する。

3月10日開催の第635回統計審議会に諮問され、運輸・流通統計部にその審議が付託された。本件に関しては部会を計8回開催し、審議を行った結果、ただいま朗読していただいた答申（案）をまとめるに至ったので、本日、部会の審議結果報告と併せて説明させていただきたいと思う。

最初に、前回の統計審議会以降に開催された第7回の部会では、まずお手元の資料2、部会の開催状況のうち第126回運輸・流通統計部会の結果概要のとおり、前回の統計審議会での意見や部会において指摘のあった事項について説明を行い、審議を行った。結果概要には詳細は書いていないが、調査実施部局からの説明に基づく審議内容を簡単に紹介する。時間の関係で、部会において指摘のあった事項のうち、答申（案）に関連する事項及び第127回部会審議と重複しない事項に限定して説明したいと思う。

主な事項は次の4点である。

1点目は、調査事項について、有形固定資産の把握の在り方など検討すべき事項があると思うが、今回の考え方は今回調査に限り時間がなくて対応できないためやむを得ないとの趣旨なのか、次回以降についても同じ考え方で調査を続けるとの趣旨であるのかを確認したいとの意見があった。これについては、調査実施部局から、今回の調査事項が検討に時間を要するためやむを得ないが、次回調査に向けて検討を続け、対応可能なものは対応していくとの回答があり、これを踏まえて今回の考え方については了承された。

2点目は、（4）のマル2のイであるが、平成18年調査の結果を踏まえ、7業種にかかる母集団情報が得られるまで10カ月を要するという物理的な問題により平成19年調査では行わないこととし、平成20年以降導入する方向で検討することとなるとの理解でいいかとの意見があった。これについては、調査実施部局の方からはその方向、つまり平成19年以降に標本調査を導入するということであるが、その方向で検討したいとの回答があった。

3点目は、マル2のウとエに関連するが、平成20年調査以降、調査対象業種を拡大するとした場合、平成19年調査の業種別対象数の規模を継続するのか、標本調査化に伴い、つまり標本調査の導入に伴い、平成19年調査の規模を縮小するのか、また、新聞業、出版業は重要であると考えているが、これらの

ほか、対個人サービス業の取扱いについてはどのように考えるのかとの質問があった。これについては、調査実施部局から、平成20年調査については標本調査の導入と調査対象業種の拡大との関係を整理しながら、都道府県の意見を踏まえつつ総合的に検討していきたい、また、対個人サービス業の取扱いについては、平成20年調査では把握する方向で検討しており、それに向けて課題等を整理したいとの回答があり、部会としてはこれを了承した。

4点目は、(4)のマル3であるが、平成20年以降、サービス産業に関する統計の整備が進められる中で、今回長期間にわたり議論してきた特定サービス産業実態調査の調査様式や考え方を一つのサービス業に関する構造統計の調査様式の在り方として、今後の審議において参考にしていくことを期待するとの意見があった。

続いて、6月23日開催の第127回部会については、お手元の資料、7ページ目の第127回運輸・流通統計部会の結果概要のとおりであり、前回部会の審議において一応の説明を行った集計・公表については、部会審議を踏まえ、調査実施部局が提出した修正計画及び統計審議会における意見のうちパブリックコメントについての考え方について審議を行い、その審議の後に答申(案)の審議を行った。答申(案)に関する審議について詳細に説明する前に、調査実施部局からの説明内容のうち主な事項を簡単に紹介する。

1点目は、調査結果の継続性の確保についてである。これについては、調査実施部局から母集団情報の変更及び調査対象業種の産業分類レベルの統一化に伴う、先ほどの説明ではアクティビティベースと呼んでいたが、供給活動ベースから主業ベースへの変更により、時系列比較の観点からの調査結果の継続性の確保は困難と判断している。しかし、本調査結果の利用ニーズにできるだけ対応するため、前回調査結果と今回調査結果について共通する業種、これは調査客体のことを指しているが、共通する調査事項があることから、これらを利用して特定の業種、特定の調査事項に限定されることとなるが、前年調査からの変化率等について、本調査結果の公表に併せて、今申し上げたような参考情報も公表してまいりたいとの説明があり、これも部会において了承された。

2点目は、対象数及び回収率の情報の公表並びに未提出事業所データ、いわゆる欠測値であるが、これらの補正についてである。これについては、調査実施部局から、調査客体数及び回収率の公表については有益な情報であると考えられることから、平成17年調査より回収率等の公表を行うこととしている。公表内容は、業種別対象数及び回収数、回収率を予定しているが、今回調査結果については、指摘を踏まえ、従業者規模別、都道府県別等の対象

数及び回収数、回収率の公表に向けて検討してまいりたい、また、欠測値の補正については、今般の平成19年の商業統計調査計画の審議内容を踏まえつつ、有識者等の知見を十分に活用させていただきながら鋭意検討してまいりたいとの説明があり、いずれについても了承された。こうした審議結果を踏まえて答申（案）についての審議を行い、本日報告する内容で了承された。

それでは、答申（案）の内容について説明する。

まず、前書きについては、諮問文の記述を踏襲している。当初の諮問内容は、審議の過程で、後ほど出てくる修正計画に修正された。これを受けて、当初の諮問内容を引き継ぎながらも答申（案）を作成すべきか否かについて検討を行ったが、通常、諮問については一本であり、それを引き継いで当初出された改正計画を部会審議の過程で一部修正を行ったと整理し、それを前提として審議を行い、答申（案）を作成することについては前回の統計審議会においても了承されたところである。

答申（案）の構成は、前文及び「1 今回の改正計画」と「2 今後の課題」というふうな構成になっている。

まず、前文の第1パラグラフにおいて幾つか説明する。

まず、標本調査の導入についてであるが、調査実施者が途中でそれを断念したため、修正計画の中には盛り込まれていないものであり、これについては現在の法施行型の統計審議会の議論の対象とはならないという判断に基づき、今回このような答申（案）とすることで了承された。つまり、標本調査の導入については部会審議をせずに、したがって、答申（案）の中にも言及はされていないということである。

次に、前文の第2パラグラフであるが、改正計画に関して、審議会、部会での意見を2点取り上げた。具体的には、マル1として、業種横断的に比較が可能となるような云々と書かれたもの、それからマル2として、サービス産業における業種共通の調査事項と業種に固有な調査事項との関連について整理を行い、改正計画と本調査の目的との関係を明確にする必要があるということである。これについては、審議の早い段階でこの部会の審議の中で発言があった意見等々を要約したものであり、おおむねこの2点に絞られるであろうという形で答申（案）には代表的な例として取り上げさせていただいたわけであるが、これについても部会で了承された。

次に、前文のうち第3パラグラフに関してであるが、先ほどまで申し上げてきた意見を踏まえて、経済産業省は、当初提出した改正計画を修正することとして、マル1からマル5までの修正計画に改めることとした。そのことを少し詳細に記載したものであり、マル1からマル5までで修正計画の主な

ものは網羅しているということで、部会において了承された。

なお、ここでの修正計画とは、元の諮問時に出された改正計画を修正したものをもって部会審議を行ったという形式をとるということである。したがって、括弧つきで（修正計画）として記載している。

以下、この修正計画に基づき審議した結果を整理しているのので、簡単に説明したいと思う。

まず、（１）の母集団情報の変更についてであるが、母集団情報については、近年サービス部門の分社化等の動きを背景として事業所数が増大しているにもかかわらず、先ほども説明の中であったが、これらの新規事業所が業界団体への加入に必ずしも積極的ではないこと等から、業界団体名簿における的確な対象把握が年々困難になっていることを踏まえ、今回事業所・企業統計調査名簿を母集団情報とすることに変更することについては、変更の母集団情報に比較して調査対象事業所のよりの確な把握が可能となり、本調査結果の精度向上が見込まれることから、おおむね適当であるとされた。

なお、マル１の変更された事業所・企業統計調査名簿は、少なくともこれまで使ってきた調査名簿よりはよりの確な把握に資するであろうと推定されること。マル２として、事業所・企業統計調査は今後廃止され、新たな母集団名簿の作成がこれから始まること等に留意して「おおむね」を付すこととした。これについても部会において了承されたところである。

次に、（２）の調査対象業種の産業分類レベルの統一についてであるが、事業所・企業統計調査名簿との整合性を勘案して、小分類レベルに統一することについては、業種間比較の向上が見込まれることとともに、SNA関連統計の基礎資料の整備にも資することから適当であるとされた。

（３）調査周期・調査対象業種の変更についてであるが、今後は調査対象業種について毎年調査を行うことについては、調査結果に基づいて個別業種ごとに経年変化の把握が可能となること、また、SNA関連統計の基礎資料の整備にも資するものであることから適当であるとされた。

一方、調査対象業種については、事業所・企業統計調査名簿の産業格付けとの整合性を勘案した上で、行政施策上の必要性、一般ユーザーの統計利用等を考慮し、これまでの実績を踏まえ、ビジネス支援産業のうちの産業小分類の７業種に限定することについては、調査結果に基づいて個別業種毎に経年変化の把握が可能となること、また、SNA関連統計の基礎資料の整備にも資するものとするものの、母集団情報の変更等に伴う調査対象事業所数の増大や今回調査の実査体制を踏まえると、やむを得ないものとされた。

やむを得ないとしているのは、当初の計画では７業種にとどまらず、もう

少し業種は広くとらえる予定であったが、ここで7業種に限定されることについては、先ほど申し上げたように調査資源との関係、実査の可能性等々を踏まえると、業種をこれ以上拡大することができなかったことを反映したものである。

次に、(4) 調査事項、調査票様式についてであるが、まず調査事項について、調査対象業種の産業分類レベルを日本標準産業分類の小分類レベルに統一することに伴い、小分類レベルの主たる業務及び従たる業務の構成比を把握すること等については、調査周期の毎年化及び調査対象業種の変更を行った上で産業の実態を把握しようとするものであり、今後の課題において例示している有形固定資産取得額及び各業種に固有の部門別需要者数の把握の在り方等、次回調査に向けて検討を要する事項があるが、今回の修正計画はやむを得ないものとされた。

なお、この点について少し触れておくと、ここでこのように記載した内容は、これまでの特定サービス産業実態調査において、個別業種ごとの特性事項として把握されてきたが、それが小分類レベルに産業分類が統一されたということを含めて、多少内容を変えながらも基本的な枠組みは変えていないということの意味している。

また、調査票について、日本標準産業分類の中分類レベルに集約した3調査票により実施することについては、類似する小分類業種を統合した調査票とすることにより、実査体制等を考慮し、調査の効率的実施に資するものであり、適当であるとされた。

次に、(5) の集計様式・公表について、まず集計事項について申し述べておくと、母集団情報の変更、調査対象業種の日本標準産業分類の小分類レベルへの統一化等に伴い、作成される統計はアクティビティベースから主業ベースに変更されることとなり、これまでの統計調査の結果とのデータの時系列比較は困難となることについてはやむを得ないとしつつ、本調査結果の利用者が多岐にわたることや、統計調査の継続性にかんがみ、結果公表とは別に、少なくとも前年調査結果との変化率等を明らかにする集計を行い、本調査結果の公表と併せて、当該参考情報も公表する必要があるとされた。このことについては何度も重複しているが、あえてそれぞれの記載事項に関連して繰り返し説明の内容とさせていただく。

また、本調査については、利用者の利便性を踏まえ、結果の公表を行うに当たって調査の回収率を明示する必要があるとされた。これについても当然のことながら部会で了解されたところである。

次に、「2 今後の課題」について若干説明をさせていただく。

まず、(1)の平成19年の調査計画についてであるが、本調査の有用性を高め、統計需要への的確な対応と調査の効率的な実施を確保するため、調査事項及び調査対象業種の在り方、調査対象事業所の実査可能性等について、次回調査に向けて検討する必要があるとされた。特に有形固定資産取得額及び各業種に固有の部門別従業者数の把握の在り方等について、有識者等の意見を聴取しつつ、次回調査に向けて検討する必要があるとされた。

(2)の調査結果の集計・公表については、利用者が多岐にわたることを考慮し、利用者が時系列比較、業種間比較等の結果利用を行えるよう、より適切な集計・公表等の在り方について、次回調査までに検討する必要があるとされた。

この記述の内容は、パネルデータが作成可能ならば、少なくとも前回調査との変化率等々について部分的に比較可能な統計、したがって、そこで継続性が確保できるような統計の公表があり得るだろうと考えられるので、パネルデータによる比較、業種横断的な指標としてどのようなものが集計・公表に当たって望ましいのか、これらについて改めて検討をお願いしたいという趣旨である。

また、平成19年以降の調査において、どのような対応をされるのか、結束値の補正を行うのか、行う場合にはどのような方法をとるのか等についてもぜひ検討していただきたいという趣旨でこのような答申(案)の記載となった次第である。

次に、最後の(3)の平成20年以降の本調査の在り方等についてであるが、サービス業全体における動態統計と構造統計の整備が政府の課題とされていること、本調査の結果を母集団情報とする特定サービス産業動態統計調査との関係整理を行う必要があることなどから、政府の取組状況を踏まえつつ、特定サービス産業動態統計調査等との関係を含め、検討を進める必要があるとされた。

なお、今回の答申(案)に記載されている調査は、念のために申し上げると、特定サービス産業実態調査である。ここで申し上げていることは、構造統計調査としての実態調査と、一方で動態統計である特定サービス産業動態統計調査との関係を整理すべきであるということを経後の課題とさせていただいた。

若干補足すると、各府省の所管統計の整備のみを意図しているものではなくて、本答申が特定サービス産業実態調査の答申であるため、特定サービス産業動態調査との関係のみを明記したに過ぎないものであり、サービス動態統計調査の検討も当然に必要なものと考えている。ただし、今申し上げ

たサービス動態統計調査はこの名称ではなくて、今仮称ではあるが動向基本調査と呼ばれているものを指している。

答申（案）については、概略以上のようなことである。

[質 疑]

美添会長）ただいま報告及び説明のあった内容について、質問、意見等があればお願いしたい。

舟岡委員）3点質問したい。

最初に、答申（案）の3ページについてであるが、（4）の調査事項、調査票様式について、2行目のところに「小分類レベルの主たる業務及び従たる業務の構成比を把握すること等を計画している。」とされ、それを受けてこれについては修正計画はやむを得ないものと考えろということだが、この小分類レベルの主たる業務及び従たる業務の構成比を把握するということについて修正されたということの意味しているのか、それともそれについては従来どおりとの記述なのかということが1点である。

それから、2点目であるが、同じく答申（案）について、一番最後の4ページの下から4行目に「本調査の結果を母集団情報とする特定サービス産業動態統計調査」とあるが、現行の特定サービス産業動態統計調査は特定サービス産業実態調査の結果を母集団情報としてそこから標本を抽出するような、そういう調査方法になっているのかどうかという質問である。

3点目は、先ほど部会の結果概要等で説明があったが、特定サービス産業実態調査の調査様式や考え方をサービス業に関する構造統計の調査様式の在り方として、今後の審議において参考にしていくことを期待しているという発言があった点についてだが、そこで記されている特定サービス産業実態調査の調査様式とは何を具体的にイメージされているのか。

以上、3点についてお伺いしたい。

美添会長）清水部会長からまずお答えいただいて、足りないところは担当からお願いしたい。

清水部会長）それでは、まず私の先ほどの説明に関連するものとして、第1点目の質問についてお答えをしておくが、これは3ページ目の（4）の調査事項のところの、小分類レベルの主たる業務及び従たる業務の構成比云々であるが、これについては修正したわけではない。もとより、最初の改正計画の中でもこのような主たる業務及び従たる業務の構成比を把握することについて計画はなされていた。ただ、小分類レベルに統一されるから、ここでいうところの主及び従たる業務をどのレベルでとらえるかについては審議の過程でいろいろな意見を踏まえながら、今回のような修正計画になったわけである。

したがって、修正されたのかということになると、当初計画の中にあったものをそのまま引き継いで、主たる業務と従たる業務について分類レベルが小分類になったことを踏まえて一部修正と言えれば修正がなされたと、そういう理解である。

舟岡委員) 私の質問の趣旨は、修正がやむを得ないとして、修正した計画において小分類レベルの主たる業務及び従たる業務の構成比の把握について変更がないとすると、最終的な調査票からは主たる業務の構成比だけ取るようになっていのように私は理解したが、その理解が間違っているのかどうか。調査票を見ると、該当する中分類に属する小分類レベルの年間売上高について事業所ごとに記入を求めている。小分類レベル以下の業務の構成比は、小分類レベルでの主たる業務についてだけ記入すると理解するが、小分類レベルの従たる業務についても記入させるのかどうかという点である。

清水部会長) これは実施部局の方から説明された方がいいかもしれないが、ここで業務を取っている中のパーセンテージ、割合の一番大きなものが主たる業務として事後的には主たる業務になるわけである。それ以外のところで比率が過半を占めないものを従たる業務というとならえ方もあるのではないかということである。

美添会長) 産業小分類で主か従かという点について、これは、経済産業省から答えていただいた方が明確だろう。

新井調査官) 主たる業務というのは、複数の業種を一つの調査票で調査している中で、位置付けられた小分類のものを主たる業務と称している。

舟岡委員) 少し私の誤解があるのかもしれないので正していただきたいと思うが、例えばソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票を御覧いただきたい。これの4の年間売上高については事業所全体の年間売上高に占める業務別売上高を記載することになっている。この対象となる業種は小分類レベルではソフトウェア業務と情報処理・提供サービス業務の二つであるから、これらについてそれぞれの年間売上高が幾らであることを記載して、その他業務については大括りで売上高を記している。その下の括弧の黄色い箇所だが、ソフトウェア業務と情報処理・提供サービス業務、の二つの小分類について、売上高が相対的に多い業務、すなわち主たる業務のみについて下記に記入してくださいとなっている。ということは、例えばソフトウェア業務が主だったらブルーのところだけに記入し、情報処理・提供サービス業務が主だったらオレンジのところだけに記入するということで、この調査票からは、従たる業務についてその構成比は求めないことになっていると理解したのだが、答申では「及び」と書いてあって、従たる業務についても構成比を求める計画

で、これについてはやむを得ないとなっているので、そのところがどうなっているのかという質問である。

新井調査官) 御指摘のソフトウェア業、情報処理・提供サービス業の調査票で、情報サービス業務については、ブルーとオレンジで、これのいずれかが主業だとされ、それからその他業務というのが、従の業務とされている。この従の業務の内訳を、下でその他業務の内訳として製造業、通信業ということで調べている。

舟岡委員) 通常、産業分類では、売上高が多い、イコール主たる業務とされているのか。

新井調査官) まず情報サービス業に格付られる。そのうちどちらかが主業務ということになり、それ以外の業務をやっている場合にはその他業務欄に、従の業務がその他の業務の扱いということになる。

舟岡委員) これは小分類レベルの調査である。小分類でソフトウェア業務と情報処理・提供サービス業務、のどちらかに大きなウエートの売上高があるわけである。だから、調査対象になっている。

新井調査官) そのとおりである。

舟岡委員) 情報サービス業務の中で相対的に売上高が多い業務、イコール主たる業務のみについて下記に記入してくださいということは、これを普通に読むと、ソフトウェア業務が主たる業務、要するに産業分類上、ソフトウェア業に格付された事業所であれば、この青色のところだけ構成比を書き、そして、情報処理・提供サービス業に格付された事業所だったらオレンジ色のところだけ構成比を書くということか。

新井調査官) そうである。

舟岡委員) ということは、従たる業務の構成比は取らないということか。

美添会長) ちょっと整理させていただきたい。

今の舟岡委員の理解で正しいと思うが、構成比の意味は、今の調査票で言えば、情報サービス業務とその他業務の比率と私は理解した。そうだとすれば、この答申(案)の表現でもよいのではないか。

舟岡委員) そうではなく、情報サービス業務の構成比はわからないのである。要するに、情報サービス業務の構成比がわかるためには、青とオレンジの、それぞれ主たる業務と従たる業務の構成比がわからないことには構成比がわからない。

美添会長) 小分類レベルの主たる業務の構成比はここでわかる。従たる業務の構成比というのをどう読むかだが、従たる業務としてその他の小分類レベルの総額と私はこの文章を理解した。

舟岡委員) 対象となる中分類の小分類レベルの主たる業務は、ソフトウェア業務か情

報処理・提供サービス業務かのいずれかである。ソフトウェア業務が主だったら、情報処理・提供サービス業務が従たる業務であり、その他業務も従たる業務ということである。

美添会長) この文章の理解なのだが、答申(案)文の(4)の2行目にある小分類レベルという言葉は、「小分類レベルの主たる業務」で切れて、あとは従たる業務ということではないのか。

新井調査官) 小分類ということではなくて、産業分類上、情報サービス業に格付られる。それで、片方はソフトウェアで、片方が情報処理であるが、どちらも必ずしもやっておるとは限らないということである。「及び」なので、従たる業務も調べるということである。

舟岡委員) 従たる業務というのは。

新井調査官) 情報サービス業務ではない、その他業務ということである。

舟岡委員) 主たる業務が中分類情報サービス業のなかの小分類のいずれかで、従たる業務は情報サービス業以外の業務と解釈するのは、ちょっと無理なのではないか。

美添会長) この「小分類レベルの」という言葉がどこまでかかるかということではないか。

新井調査官) 私どもの意図したところは、そういうふうを考えている。

舟岡委員) 情報通信業の中分類の中には、インターネット付随サービス業や通信業、放送業等が含まれる。その他業務には、情報サービス業務と近い関係にあるこれらの業務も一括して、かつ異なる分類レベルで構成を知ることの意味が、なかなか理解しづらい。

宮澤調査

統計部付) 1点だけそこをちょっと申し上げると、類似のこの小分類が二つ並んでおり、その年によって業種間移動の可能性がある。それをチェックするために、あえてその二つ、ソフトウェア業務と情報処理・提供サービス業務は金額を書いていただくということで、そこから先の従たるものの詳細は調査しないという意味では、その他の業務と同じ扱いになっているということである。

名簿自体をソフトウェア業務で抜いているので、ソフトウェアが主であればそれ以外のところは従になってしまうわけである。情報処理・提供サービスも製造業等についても、すべて従の業務になってしまうので、3けたで名簿をつくるので、どちらか一方が主、それ以外が従ということになる。

美添会長) 舟岡委員の質問は、文章をどう理解するかということであって、結論に対して影響を与えるものではない。当初計画は、小分類レベルではなかったから主たる業務と従たる業務という整理は難しくないが、小分類レベルと理解

すると、どこが従たる業務なのか読みが難しい。

清水部会長) 記載の文章を理解していただく上で、齟齬があるならば修正するが、ここでもしもこの調査票に書かれている内容を了としていただけるならば、あえて申し上げれば、4の年間売上高のうち小分類レベルでソフトウェア業務を主業にしているところに年間売上高を記載していただく。それらのソフトウェア業務を主業としていながらも、それを更に細かい業務に分割して売上高の業務種類別割合というものを3で取っている。そうすると、これは答申(案)文の表現が適切でなかったのかもしれないが、主たる業務をソフトウェア業務としていながら、その中でより詳細な業務にまで分割したときに、何に大きなウエートを持っているか、ここではこれはアクティビティレベルだと考えると、一種のアクティビティミックスの状態をここで把握しようということで、修正計画の中でこのような調査票の形式が提案されたものと私どもは理解している。

舟岡委員) それで文章の誤解がなければよいが。

美添会長) 答申(案)文だが、「計画している」までの記述は修正案の内容である。

修正計画の構成比を把握するという提案について了承された内容は調査票の設計に反映されている。この調査票案に対する表現として小分類レベルの記述を読めば、小分類レベルの従たる業務の構成比は把握していないということがわかるので、答申(案)文を修正するまでもないと思うが、いかがか。

舟岡委員) 「及び」の語は前後が同じものを結ぶ等置接続詞であり、「主たる業務及び従たる業務」であって、通常、主たる業務と従たる業務は同じレベルの内容を意味する。そうすると、通常は「小分類レベルの 主たる業務及び従たる業務の」と理解するのが普通だと思うが、誤解を招かないということであれば結構である。

美添会長) 文章表現の問題だとすると、この場で決めないといけないか。

舟岡委員) 結構である。確認だけしておけばいいと思う。

美添会長) 事務局に確認したが、文章表現の問題であって、内容については誤解がないと私は理解しているので、部会長、事務局と相談の上、微妙な修正があり得るということで理解していただけるか。清水部会長、それでよろしいか。

清水部会長) ただし、調査票の形式を的確に表現する答申(案)文に直すという前提であれば結構である。

美添会長) 計画の修正ではないということである。2番目の質問にいくが、特サビ動態の名簿は特サビ実態を母集団名簿としていると理解してよいかという質問なので、これも調査実施部局からお願いしたい。

新井調査官) 今現在、特定サービス産業動態統計調査は、特サビ実態調査の調査結果の

名簿により、売上高ベースで、上位6割だとか7割の把握ができるような形で名簿を作成しているのので、母集団名簿として活用している。

美添会長) 舟岡委員、それで何か。

舟岡委員) 復元しているのか。

新井調査官) 特定サービス産業動態調査は、復元はしていない。

舟岡委員) 動態統計調査の対象事業所、あるいは企業をピックアップするときの情報としているということか。

新井調査官) そうである。

舟岡委員) 了解した。

美添会長) 復元に関して、母集団を推計するという発想はないということである。

3番目の質問は？

舟岡委員) 調査様式というのは、具体的にどんなことを指しているのかということ。

美添会長) 調査票の様式のことか。

舟岡委員) 部会の結果概要の第126回の6ページのマル3のイである。(4)のマル3のイで、特定サービス産業実態調査の調査様式と記しているが、そこでの調査様式とは何を指しているのか教えていただけたらと思う。

清水部会長) この点については、私の方から申し上げる。

これは今回の特サビ実態調査に関する答申(案)の中の今後の課題に記載されているが、今回答申(案)に盛り込んだ調査票並びに調査の方式全般を含んでの話である。

美添会長) これは修正案についてのことか、それとも当初計画についてのことか。

清水部会長) 修正計画で、本日答申(案)に付随して提出された調査票の様式並びに調査方法等を含んでいる。

美添会長) 調査票だけではなくて、調査方法まで含んだ表現として調査様式・調査の在り方と理解すればよろしいか。舟岡委員、よろしいか。

舟岡委員) そうすると、調査様式という中には調査方法と、調査票に盛り込まれた調査事項を含むという理解でよろしいのか。

清水部会長) ただし、調査事項については、今後業種が拡大されたときに、同じ様式を踏まえるかどうかについては特性事項について留意せよという部会審議及び統計審議会の意見があったわけであり、ここで対象にされるすべての業種についてこのような、ここで先ほど問題になったが主たる業務、それから従たる業務の割合を取ることをもって、特性事項になり得るかどうかについては今後更なる検討が必要だということを含んでの話である。

美添会長) 要望があったということか。

舟岡委員) 若干気になったのは、調査事項について、今後時間をかけて検討する必要

があるという指摘が前段にありながら、今後の審議において参考にしていくことを期待するという記述があり、ここでわざわざ特記するということはどちらに重きを置くのだろうかという、疑問があったからである。

清水部会長) 疑問を抱かれるのは御自由であるが、今回の答申(案)に盛り込んだ形式が一つのひな型になるだろうという意味で書いている。

舟岡委員) 了解した。

美添会長) 期待しているという発言を紹介したと理解すれば、適切な紹介と思う。

ほかに意見、質問等はあるか。

基本的にはこの答申(案)文で了解いただけるものと思う。今回の審議過程では、途中で大幅な修正案が提出されたことから、実質的に通常の部会審議の2倍近い時間をかけて審議をしていただいた。前回の審議会でも清水部会長から発言があったように、出来上がった答案を黙って承認するというのではなくて、実質的な審議をするのがこの審議会及び部会の使命ではないかという指摘があり、そのとおりだと思う。従来からこの審議会は実質的な審議、検討をしてきたという歴史があるが、今回も一つの例になったと思う。大変な時間をかけて検討していただいた部会長及び経済産業省、政策統括官室の担当者には、この場を借りて感謝したい。

この調査は、平成20年以降も更に検討が予定されているので、今後今の審議を踏まえながら更により統計をつくるために尽力していただきたい。

これ以上質問等がないようであれば、答申(案)文については、若干表現に修正があるという条件は付くが、この(案)をもって当審議会の答申として採択することとしたい。よろしいか。

(異議なしとの声あり)

ただいまの答申に関して経済産業省の細川調査統計部長からあいさつをお願いしたい。

細川部長) ただいま答申を採択していただき感謝する。これまで本当に大変熱心に御審議を頂いた。今、会長の言葉にもあったとおり、実質2倍以上の御苦勞を審議会の先生、皆様におかけしたわけだが、美添会長、清水部会長、そして委員、専門委員の皆様方に対して心より御礼を申し上げたいと思う。

審議の中でもたびたび出てきたと思うが、我が国のサービス業は、特に近年大変大きく、そして急速に動いている。変化をしてきている。このようなサービス業の実態を的確に把握していくこと、これが最も大切なことだと考えており、そのために特定サービス産業実態調査は大変重要な役割を担っていると、このように認識をしている。こうしたサービス統計の重要性については、いわゆる「骨太の方針」においても示されているところであるが、本

日頂いた答申を受けて、今年の調査もまずは円滑に実施していくということ
はもとより、今回指摘していただいた事項についても平成19年の調査計画、
あるいは平成20年以降の調査、これを組み立てていくに当たり、必要な改善、
見直しを行うべく全力で取り組んでまいり所存である。

今後ともご指導、ご鞭撻を、よろしくお願い申し上げます。

(2) 部会報告

1) 農林水産統計部会

平成18年6月12日及び平成18年7月7日に開催された第103回及び第104回
農林水産統計部会（議題：「牛乳乳製品統計調査の改正について」）の開催結果
について、椿部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告について意見、質問等があればお願いしたい。

大分具体的に審議が進んでいるようで、前回の統計審議会において提起され
た問題点などについてはほぼ対応しているように思われる。次回の部会で答申
（案）の審議ということだが、特段この時点で大きな積み残しの課題はないよ
うに思われる。1点だけ精度に関して、前回の統計審議会で県内生乳授乳量の
カバレッジを95%から80%に引き下げるという点について発言したが、趣旨が
誤解されないように念のためもう一度申し上げておく。

カバレッジを引き下げたとしても結果の精度にはほとんど影響がないことが
確認されている。私が心配したのは、カバレッジを引き下げることにより、若
干の記入者負担の軽減が図られるとしても、これに伴って大きく精度が落ちる
のではないかということであるが、全体の調査対象数が少ない中で、記入者負
担の軽減を図ろうという努力については評価しておくべきだと思う。今後も記
入者負担の軽減について努力すべきことは当然だが、今回の検討にあったよう
に、工場などで集約的に取れる工夫をしつつ、更なる記入者負担の軽減につい
てどこかの時点で検討してほしい。

新村委員) 2点質問したい。1点目は、ミルクコントロールセンターから得られた結果
による統計をやめるとのことであるが、これまでの商流と物流の混在というの
は一体どういうメカニズムで、何が起きていたからなのかについて教えていた
だきたいということである。

それから、2点目は、容器包装リサイクル法というのは牛乳だけではなくて
すべてに関わるわけだが、こういう生産統計で容器別まで取っているような統
計というのは他にもあるのか。余り見たことがないような気がする。確かに、
かつて個別配達で牛乳瓶というような特殊な包装方式を採っていたので取られ

たのだと思うが、未だに必要なのだろうかという気がする。業界の方はもちろんあった方がいいと言われるかもしれないが、醤油にしる、何にしる、それぞれ容器の大きな変革が起きており、こういう生産統計で容器別まで取っているような統計は余り見たことがない。以上の2点について教えていただけたらと思う。

椿部会長) まず、この牛乳乳製品統計調査の結果がどのように集計されて、作表されているかということを見ていただくと、東京や大阪から各県の牛乳工場に生乳が移動している量が非常に大きいという状況が見えてくる。これは、東京における生産量はほとんどないが、形式的に東京にあるミルクコントロールセンターから帳簿上を介して牛乳工場に生乳が移動しているためである。いわゆるお金の流れというか、その商品の管理上の流れで出てきているのである。実はミルクコントロールセンターは、牛乳の生産県からの牛乳をどこの工場に運んだかという証拠を単に記録しているだけであり、何ら生産とかに関わっているものではない。我々からすると、そういうものが今までなぜ問題にならなかったのかというのが非常に不思議だが、集計結果にゆがみを生じていたと言わざるを得ない状況かと思う。

ところが、現在、実態として、工場ではミルクコントロールセンターを形式的に経由してきた生乳に関しても、どこの県の工場で生産されているかについて把握していることから、物流情報を把握する形に今度切りかえるためにミルクコントロールセンターを介するという事は止めることとし、調査対象から除外するという事である。

新村委員) ミルクコントロールセンターというのは全国を一応カバーしているという理解だったので、そこで実際の生産県とそれが運ばれた先を把握しているのであれば、むしろそこで把握した方が効率的ではないかという疑問を持ったことである。そもそも帳簿の付け替えだけで物は動いていないとのことであるが、物については把握しているわけである。そうでなければ、ミルクコントロールセンターの18団体を調査した方が調査対象が少なくてよいのではないかなというのが私の疑問である。

椿部会長) もちろん、現在のミルクコントロールセンターを含んだ形の集計においても、実際の生産工場から直接牛乳工場の方に行っている数値もある。この点に関しては調査実施部局の方がよく把握していると思うが、ミルクコントロールセンターだけで把握できるという状況ではないと理解している。

新村委員) 経由しないものもあるのか。全体をコントロールしているわけではないのか。

椿部会長) 全体をコントロールしているわけではない。東京の生産量が大きく見えているが、これは他の県からの移入、他の県への移出する量が多いためと私は認識

している。

美添会長) もう一つは、調査項目で答えられる部分がミルクコントロールセンターはほとんどないという点である。私も前回の統計審議会で説明を聞いたときには、一部についてはミルクコントロールセンターで調査すれば調査主体の負担が減るのではないかと思ったが、事情を聞いて判断を変えた。調査実施部局から少し補足説明をお願いしたい。

篠崎室長) ミルクコントロールセンターがすべての生乳の流れを把握しているのであれば先ほどのような話になるが、具体的に正確な数字はないが、大ざっぱに言うと、全体の生乳の移動量の2割なり3割なりがミルクコントロールセンターを経由しているということで、残りについては直接工場間で商流も物流も併せて行われているということである。このため、ミルクコントロールセンターだけで把握しても全体の捕捉という意味では非常に小さいものになるということである。

新村委員) ミルクコントロールセンターとはどういうものなのか。全く民間のものか。

篠崎室長) 農協の全国組織が一番大きいものである。具体的な例を挙げると全農というのがある。全農の中の酪農関係の部局、ここがミルクコントロールセンターとして大きな機能を持っているし、全酪連という酪農関係の専門農協の全国団体、ここも大きな機能を持っている。その二つが東京に存在するため、非常に東京に多くの生乳がやってきて、それがまた東京から出ていくというのが商流として把握されることになる。

新村委員) 一応ミルクコントロールセンターが購買者になっているわけか。

篠崎室長) 帳簿上は、そこが購入をして、また別の工場に販売をするということになっているが、実際の流れは生産者団体から直接工場に行くということである。

美添会長) 2点目の質問は答えが難しい。容器別の生産統計が他にあるかということだが。

桑原審査官) 今の生産統計でそういった容器別の統計があるかということに関しては、容量別だと例えば薬事工業生産動態統計の一部でそういうような把握があったかと思うが、経常的に容器容量について調査をしているものはなかったように思う。少し確認しないと分からない。ただ、以前にやはり食品産業に関する調査ではあったが、そういうことが把握されたかのように記憶をしている。ちょっとあやふやで申し訳ない。

新村委員) 私も調査の効率化、記入者負担の軽減ということからその事項を復活することの意義がどの程度あるのかと思って質問した次第であり、それは部会で検討いただければ結構である。

美添会長) その点は検討をお願いしたい。

椿部会長、引き続きよろしくお願ひしたい。

2) 運輸・流通統計部会

平成 18 年 6 月 16 日及び平成 18 年 6 月 23 日に開催された第 126 回及び第 127 回運輸・流通統計部会（議題：「特定サービス産業実態調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(3) 指定統計調査等の承認状況報告

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官から、平成 18 年 6 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「病院報告」及び「てんさい、さとうきび作付概況調査」の統計報告調整法第 4 条第 1 項による承認について、資料 3 による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長）ただいまの件について質問等はあるか。

特段ないということなので、今の報告はこれで伺ったということにする。

(4) 庶務事項

○ 部会に属すべき委員の指名について

美添会長から、席上配付資料 1 のとおり部会に属すべき委員の指名を行った旨報告があった。

－ 以上 －